

副本

平成14年(ワ)第19276号, 平成15年(ワ)第6732号

原告 シヤムスリほか8396名








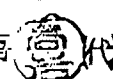

被告 国ほか3名

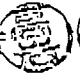








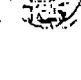
損害賠償等請求事件

### 文書提出命令に対する補充意見書

平成18年4月19日

東京地方裁判所民事第49部 御中

被告国訴訟代理人弁護士	黒澤基弘		(代)
被告国指定代理人	藤澤裕介		
	土屋明人		(代)
	高岩健治		
	相星孝一		(代)
	西海茂洋		(代)
	森和也		(代)
	豊田尚吾		(代)
	箕谷 優		(代)

- 原 琴 乃  (代)
- 和 田 充 宏  (代)
- 江 原 功 雄  (代)
- 北 浦 康 弘  (代)
- 阿 部 智  (代)
- 仲 澤 純  (代)
- 石 井 菜穂子  (代)
- 寺 井 義 明  (代)
- 植 木 達 也  (代)
- 平 山 真 治  (代)
- 山 近 英 彦  (代)
- 竹 上 嗣 郎  (代)
- 田 中 幸 仁  (代)
- 草 桶 左 信  (代)
- 佐分利 応 貴  (代)
- 柴 谷 昌 弘  (代)
- 関 万 里  (代)

被告国は、原告らの2004（平成16）年7月2日付け文書提出命令申立書に係る文書提出命令申立て（平成16年（モ）第7971号。以下「本件第1申立て」という。）に関し、従前の意見を補充する。

なお、略称等は、特に断らない限り、従前の例による。

## 第1 はじめに

被告国の平成16年7月30日付け文書提出命令申立に対する意見書及び同年12月24日付け文書提出命令申立てに対する意見書（補充書）で述べたとおり、「コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設計画」に係る討議の記録（以下「本件討議の記録」という。）は、これを取り調べる必要がなく、また、被告国にその提出義務はない。

そして、このことは、外交文書が民訴法220条4号ロ所定の文書に該当するかどうかについて判示した最高裁判所平成17年7月22日第二小法廷決定・民集59巻6号1888ページ（以下「最高裁平成17年決定」という。）の判断基準からしても同様である。

最高裁平成17年決定は、外務省が外国公機関に交付した照会文書の控え及び同機関が同省に交付した照会に対する回答文書につき、監督官庁が、民訴法223条4項1号の「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、同法220条4号ロ所定の文書に該当する旨の意見を述べ、上記各文書の所持者である外務大臣が、上記各文書は、公開しないことが外交上の慣例とされる口上書と称される外交文書の形式によるものであり、発出者ないし受領者により秘密の取扱いとすべきことを表記した上で相手国に対する伝達事項等が記載されていると主張しているなど判示の事情の下においては、上記記載の存否及び内容、口上書の形式によるものであるとすれば上記慣例の有無等について審理して、上記各文書が提出された場合に我が国と他国との信頼関係に与える影響等を検討しなければならないと判示したものである。

そこで、本件第1申立てに係る本件討議の記録に関し、一般的な「討議の記録」の外交上の位置付けを明らかにした上（後記第2）、本件討議の記録がその内容及びその作成に際しての経緯に照らしこれを公にすることにより我が国と他国との信頼関係が損なわれ、円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること（後記第3）について、以下ふえんする。

## 第2 「討議の記録」の外交上の位置づけについて

外交文書として作成される討議の記録（Record of Discussions、外交文書以外でも討議の記録と称される文書が作成されることがあるところ、以下、外交文書として作成される討議の記録を「討議の記録」という。）については、どのような機会に作成し、その内容や形式をどのようなものとするかに関する国際法上の規定はなく、また、これについて具体的に記した刊行物等も承知しないが、外交通例等に照らせば以下のとおりである。

### 1 「討議の記録」の内容

「討議の記録」とは、一般に、外交交渉や意見交換等において、二国間の政府又は関係当局の間で討議された内容を記録することをその当事者が望む場合に作成されるものである。記録される内容は様々であるが、外交交渉や意見交換等の過程で表明された当事者双方の政策的な意図や立場等が記録される場合が一般的である。また、条約等の国際約束の締結の際にその条約等の適用や解釈について両国の当事者間で確認する場合、両国が共同して行う事業等について技術的な枠組みを設定したりする場合などにも「討議の記録」が作成されることがある。

### 2 外交文書の公開・非公開

通常、外交交渉の過程における討議は、公にしないことを前提に行われることが多く、本件の円借款の「討議の記録」も当事者双方が公開しないことを前提として取り交わされたものであり、これを公表することはできない。公開し

ないことを前提に作成された「討議の記録」等の外交文書については、当事者の一方が、相手方の同意なしにはこれを公表しないということが外交上の慣習として確立している。仮に、相手方の同意を得ないままこれを公開した場合、このような行為は国際礼譲に反するものとして、その余の国との信頼関係を損うおそれがある。なお、外交文書の当事者双方が、政治的な効果や政策広報的な効果を得ること等を目的として、当該文書を公表することで一致する場合もある。例えば、日米租税条約に関する「討議の記録」やタイ王国等との間の「パートナーシップ・プログラム」に関する「討議の記録」などがこれに当たる。

第3 本件討議の記録を公にすることにより我が国と他国との信頼関係が損なわれ、円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること

1 本件討議の記録がインドネシア共和国政府との間で非公開を前提に作成されたものであること

本件討議の記録については、他の国との円借款案件に係る討議の記録と同様、日本国政府とインドネシア共和国政府との間で、公開しないことを前提として作成された文書である。

そして、このことは、平成3年4月22日の参議院決算委員会において、川上政府委員が、本件討議の記録について、「非公開を前提に先方政府と取り交わした討議の記録」と説明しているとおおり、被告国として一貫して説明してきているところである（甲B24号証3枚目）。

2 本件討議の記録を公開することにより将来の円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等があること

このように公開しないことを前提として作成された本件討議の記録を公にすることは、外交上の慣習に反することになり、インドネシア共和国との間の相互の信頼関係に基づき保たれている正常な関係が損なわれるおそれがある。また、外交上の慣習に反し相手国の意向にかかわらず本件討議の記録を公にする

ことは、現在円借款事業を実施している他の国や今後円借款を実施する他の国々にも知られることとなり、その結果、このような国との今後の交渉に支障を来すこととなるおそれがあり、ひいては円借款事業の遂行自体に悪影響が及ぶおそれがある。

すなわち、非公開を前提として行った交渉や意見交換における過程や内容が公にされたり、あるいは第三者の知るところとなれば日本国政府が長年にわたり築き上げてきた情報管理あるいは秘密保持に関する相手国からの信頼を損なうこととなることは必至である。一度、信頼関係を失えば、円借款業務に留まらず、公にできない重要な外交情報の入手が困難となり、日本国政府にとって有利な外交活動や交渉を行うことが極めて困難になる。また、いったん、日本国政府が、情報管理や秘密保持についての他国からの信頼を失えば、それは相手国一国にとどまらず、他の国にも容易に伝播し、日本国政府に対する国際社会全体の信頼を失うことにつながりかねない。

また、円借款に関する「討議の記録」の内容は、相手国との関係や円借款の事業等によって異なるものである。仮に本件討議の記録を公にすれば、今後の円借款案件に係る交渉において、相手国より、本件討議の記録を引き合いに出され、その結果、我が国にとって不利な見直しを求められるおそれがあるなど、将来の円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。

#### 第4 結語

以上によれば、最高裁平成17年決定に示された判断基準に照らし、本件討議の記録に関し、その監督官庁である外務大臣が、民訴法223条4項1号の「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、同法220条4号ロ所定の文書に該当する旨の意見を述べていることについて相当の理由があると認められることは明らかである。